

6. 6. 感覚環境の街作りの総合的推進	140
6.1. 情報整備	140
6.1.1. 感覚環境に関する情報の整備	140
6.1.2. 教材の整備	140
6.2. 情報普及	140
6.2.1. 情報提供システムの構築	140
6.2.2. 「環境の街作り」に関する環境教育の実施	141
6.3. 人材育成	141
6.3.1. 感覚環境設計の専門家の必要性	141
6.3.2. 環境の街作りに関する人材を育成するために行政がなすべきこと	142
6.4. 市民啓発	143
6.5. 地方公共団体の施策	144
6.5.1. 住民主導・環境主導型の街作り	144
6.5.2. 環境の街作りの進め方について	144
6.5.3. 具体的施策例	145
6.6. 環境の街作りにおける総合デザインの推進	146
6.6.1. 環境の街作りの方向性	146
6.6.2. 直接体験における五感経験を土台とした街作りの推進	146
6.6.3. 感覚環境の総合デザインに関する取組事例	147
6.6.4. 各分野の専門家の連携	147



## 6. 感覚環境の街作りの総合的推進

「熱」「光」「かおり」「音」といった各分野における検討結果を踏まえ、感覚環境の街作りを総合的に推進する方策について検討を行った。

### 6.1. 情報整備

#### 6.1.1. 感覚環境に関する情報の整備

感覚環境に関する各種情報を、環境の街作りに関する専門家や地域の人々が利用可能な形で整備することが重要である。

- ・熱環境分野；熱環境の状況（温度、湿度、風、顕熱等）や影響（熱中症、生態系変化等）涼感を感じるポイント 等
- ・光環境分野；照明技術情報、屋外空間等における照度基準、伝統の光 等
- ・かおり環境分野；かおり設計に利用可能な地域固有のかおりツール 等
- ・音環境分野；音環境マップ、騒音マップ 等

#### 6.1.2. 教材の整備

環境の街作りに関する概念及び、必要な情報を掲載した教材を整備することが重要である。各分野の専門家の知見を結集して作成することが望ましい。また、整備した教材は、環境の街作りに関する専門家の育成等に活用されること等が想定される。

### 6.2. 情報普及

#### 6.2.1. 情報提供システムの構築

前項で整備した感覚環境に係る情報が、環境の街作り関係者（地権者、事業者、住民、専門家等）に適切に行き届くための、情報提供システムを構築する必要がある。その際、各分野における個別の情報提供システムのみならず、それらが連携した環境の街作りの総合的な情報提供システムの構築が望ましい。

特に、都市計画のプランナー等の都市の設計を担当する関係者に感覚環境の街作りに係る情報が提供され、都市計画にも活かせるような仕組みの検討が重要である。

## 6.2.2. 「環境の街作り」に関する環境教育の実施

環境の街作り促進のためには、そこに暮らす住民が地域における感覚環境の価値を認識していることが重要である。その為、地域の感覚環境を感じるための感受性を育てるような体験を豊かに広げていき、感覚環境を大切に思える感受性を子どもの頃から育てる環境を実施する体制を整えていくことが必要である。また成人に対しても地域の感覚環境の価値を再発見していくような場が提供されることが望ましい。そこで、環境教育や、地域のイベントや活動で、地域の感覚環境に関する正しい知識・感性を育てるための仕掛けづくりを検討していくことが必要である。

## 6.3. 人材育成

### 6.3.1. 感覚環境設計の専門家の必要性

街作りに感覚環境のデザインセンスを入れ込んでいくためには、概念や方法論の整理をおこなうとともに、環境の街作りの多様な技術的選択枝を活用して地域や街区にあった、また、新たな個性や文化を創出する多様な感覚環境設計を担う専門家が必要となってくる。このような専門家の必要性としては、以下の3点が挙げられる。

#### (1) 感覚環境のデザインセンスが不在であるが故の問題が引き起こされている

例えば光環境の分野では、照明に関する専門的知見のない者(事業者等)が必要以上の照度の照明器具を選定することにより、夜間の光害を引き起こしているといった事例がある等、知識がないままに安易に感覚要素(照明)を扱うことにより、かえって光害をつくりだしてしまう可能性がある。このような問題を回避するため感覚環境に関する専門家による適切なデザインが求められる。

#### (2) 感覚環境のデザインにおいては地域の状況に応じた多様な対応が求められる

従前の生活環境公害問題においてはナショナルミニマムを目指した比較的画一的な対応(基準作り等)が有効であった。一方、感覚環境に配慮した街作りにおいては、住民の感性や地域の社会的状況等に応じて多様な対応が求められるため、ケースバイケースでの柔軟な対策を検討できる専門家を育てていくことが重要である。

### (3) 将来社会の担い手としての新たな人材育成につながること

より良い感覚環境の積極的な創造を目指す専門家の育成は、今後の社会を牽引する担い手としてのクリエイティブクラス( )を具体化するものである。また光・音・かおりといったそれぞれの分野で知識を蓄積した人材(メーカーをリタイアした団塊世代、各専門分野における博士課程修了者等)に新たな活躍の場を与えることで、社会に埋もれがちな人材を活用していくことも、今後の社会においては重要となると考えられる。

#### ( ) クリエイティブ・クラス

2002年、カーネギーメロン大学の都市計画研究者、リチャード・フロリダ教授が著書『The Rise of the Creative Class』にて提唱された、「自分で考え、行動できる人・存在のこと。その結果として企業や社会に価値を生み出せる存在のこと」を表す概念で、主にアーティストやプログラマー、科学者、技術者、あるいは金融、法律の専門家等の知識労働者を指すことが多い。

### 6.3.2. 環境の街作りに関する人材を育成するために行政がなすべきこと

#### (1) 専門家の育成と活躍の場の確保

現状では、環境の街作りをデザインしていくための人材の育成体制が不十分であり、また人材がいたとしても活躍の場があまりないといった問題がある。

環境の街作りを実行していくためには、地域や街区の感覚環境についてデザインできる専門家が有すべき要件を明確化するとともに、そのような要件を満たす人材の養成と、そのような人材が活躍できるような社会の受け皿づくりが必要となる。

##### 1) 感覚環境設計の専門家が備えるべき要件の明確化

現状においては、感覚環境のデザインセンスに必要な光、かおり、音について、感覚要素(光、かおり、音)ごとに専門家はいるが、「街作り」という視点でデザインできる人材は極少数に限られている状況にある。また、各感覚要素に関しては、それぞれ単独(協会や団体単位)での知識や技術の修得が中心であることから、要素間の関連性についての配慮が行いにくい。街作りに関しては、感覚要素間の関連性が重要で、相乗効果が得られたり、反対に効果が半減したり相殺してしまうようなことも生じる可能性もあることから、「街作り」をベースに、各要素を総合的に理解する人材が求められている。これらのことから、感覚環境設計の専門家に求められる要件としては、以下の点が挙げられる。

- ・ 街作りの知識と、環境の街作りのコンセプトを理解し、具体的な街作りへの感覚要素の組み込み、展開が可能なこと
- ・ ひとつの感覚要素だけでなく、五感全部にかかわる総合的な理解があること
- ・ 安全性等の諸要素への配慮したユニバーサルデザインに関する知識やセンスがあること

## 2) 感覚環境設計の専門家の育成

感覚環境に関する基礎知識やそれらを街作りに活かす能力をもった感覚環境設計の専門家の育成プログラムの作成等について検討する必要がある。

表 6-1 . 感覚環境設計の専門家に必要とされる知識

	光	かおり	音
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「環境の街作り」の概念理解</li> <li>・ 各感覚要素の指針やガイドラインの理解</li> <li>・ 関連法、規制</li> </ul>		
各部門の専門知識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 照明器具の技術的な活用方法</li> <li>・ 街作りへの導入方法</li> <li>・ 光の生理的作用</li> <li>・ 光害についての概念、基準、対応策等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ デザインツール(かおり要素)の技術的な活用方法</li> <li>・ 街作りへの導入方法</li> <li>・ かおりの効用、生理的作用</li> <li>・ 悪臭についての概念、基準、対応策等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防音の技術的な活用方法</li> <li>・ 街作りへの導入方法</li> <li>・ 音の生理的作用</li> <li>・ 騒音についての概念、基準、対応策等</li> </ul>

## 3) 感覚環境設計の専門家の活躍の場の創出

感覚環境設計の専門家が活躍できる場を創出するための行政支援のあり方について検討する。具体的には、以下のような取組が促進される環境づくりについて検討する。

- ・ 人材ネットワークの構築
- ・ 情報提供、普及の仕組みづくり
- ・ 取組事例発表会の開催

## 6.4. 市民啓発

感覚環境は、地域により、また受け取る人側の感性により、望ましい姿がことなることから、上述の専門家のみならず、街の感覚環境を継続的に観察・管理していく市民レベルの人材の育成やそのような人材が活躍できる場や体制の整備も重要である。専門家と各地域の市民レベルの人材が連携して、街の地域特性（自然、文化、歴史、住民特性等）に応じた環境の街作りを進めていくことが必要である。

例えば、地域の感覚環境マップ（例：音環境マップ、かおりマップ等）の作成作業への参画を促すことにより、地域住民を巻き込みながら感覚環境の重要性等を普及啓発するといった取組が考えられる。

## 6.5. 地方公共団体の施策

### 6.5.1. 住民主導・環境主導型の街作り

環境の街作りには、地域の環境特性や住民の意思が十分に反映することが必要であり、地方公共団体には従来の行政主導型の街作りから一歩進んで、環境主導・住民主導の街作りを支援していく姿勢が求められる。その為、各地域において、様々な立場、意見、感性をもつ住民同士が自ら利害調整を図りながら、地域の環境特性や住民特性に配慮した意思決定を行える環境づくりを、制度的にバックアップしていくことが必要である。

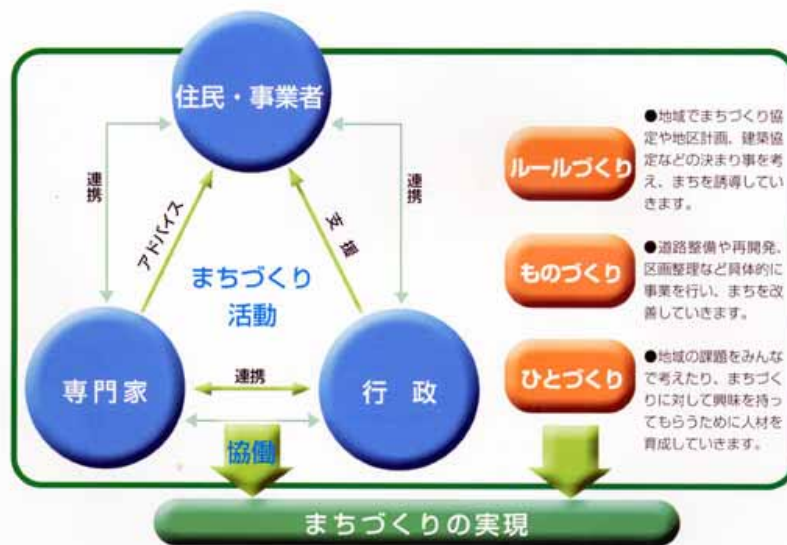


図 6-1 . 住民主導型の街作りのイメージ（神戸市）

### 6.5.2. 環境の街作りの進め方について

地域の住民が中心となって、環境主導型の街作りを考える際には、まず第1段階として、住民が住んでいる地域のことを知る必要がある。この際、五感を使って地域の固有性や心地よさを再発見して評価し、街作りのデザインにつなげていくことが重要である。次に、地域の住民や事業者等、街作りの関係者が集い、コミュニケーションを行うための場づくりが必要である。五感を使って再発見した地域固有の環境価値をいかに街作りに取り込んでいくか、多様な感性を持つ地域住民間でどのような合意をとっていくか、といった街作りにおける各種課題や、望ましい街の将来像について関係者で十分に協議されることが望ましい。最後に、上記取組で明らかになった課題を解決し、望ましい街の将来像を実現するための取組を構想としてまとめ、それを具体的に実行していくため組織づくりが必要である。また地方公共団体はこの街作り組織が機能的に活動できるような環境整備を進めるとともに、組織と十分に連携して街作りのためのルールづくりに取り組むことが望まれる。

### 6.5.3. 具体的施策例

具体的施策としては、住民主導の街作りの手続き等を定めた条例の制定、環境の街作りに関する専門家の派遣、街作り活動への助成等が考えられる。住民主導の街作りを制度的に支援している事例として、神戸市における「まちづくり条例」(神戸市地区計画及びまちづくり条例に関する条例)がある。同条例では、「明るく住み良いまちにしていくためには、住民・事業者、行政、専門家がそれぞれの責任と役割を認識しあい、お互いの協働のもと、住民主体のまちづくりを進めることが重要」との認識から、住民が中心となって、地域の課題を一步步解決していくための街作り手続きを定めている。また、地域の実状に応じた多種多様な街作りのニーズに対応するために次のような支援制度を設けている。

#### 神戸市における街作り支援制度

##### アドバイザー派遣

街作り活動を始めるにあたって、地元で勉強会を実施する際に、街作りの専門家をアドバイザーとして派遣する。

##### コンサルタント派遣

街作り構想や建物の共同化等の計画を作成するために、街作りの専門家をコンサルタントとして派遣する。「こうべすまい・まちづくり人材センター」に、各種の街作りに関する専門家(コンサルタント、建築士、弁護士、大学の教員等)が登録されており、その中から地域の状況に応じて住民が選んだ専門家を派遣し、街作り活動をサポートする。なお、この際の費用は神戸市が負担する。

##### 街作り活動助成

街作り活動を行う団体(住民等によって構成され、地区を代表する組織として活動している街作り協議会等の団体)に、街作りを進めていくなかで必要な勉強会を行うために借りる会議室の費用や街作りニュースの印刷費等街作りに関わる費用の一部を助成する。



## 6.6. 環境の街作りにおける総合デザインの推進

### 6.6.1. 環境の街作りの方向性

「五感」を使った取組事例としては、島根県・宍道湖、中海の環境を五感でチェックしていこうとする取組がある（図 6-2 参照）。これはデータや数値では実感しにくい環境の実態・変化を感覚に翻訳しなおすといった取組である。また、「五感・感覚」を使って街の価値を再発見し、評価していくということも考えられる。これは、環境省がこれまでに取り組んできた「残したい日本の音風景 100 選」かおり風景 100 選」といった取組を一步進め、五感を作って再発見した地域固有の環境要素を街作りに反映していくものである（例：水辺空間が肌に与える心地よさといったものを、実際に触覚や皮膚感覚で再発見していき、水辺の豊かさに触れる経験、水の視点から観察する風景といったことを実践として提案していく等）。

**宍道湖・中海の環境を五感でチェックしてみよう!**

「五感」ってなに？  
「五感」とは、私たちが感じることでできる次のような感覚のことです。

チェックしたら何がわかるの？  
宍道湖・中海の環境がどういふ状態かわかります。みんなできれいにするための方法を話し合い、実際に行動してみよう。

わたしたちができることから始めよう

**五感による湖沼環境指標**

観察日	月	日	観察地	天気			
五感	見	湖 水 の 澄 み 具合	澄んでいる	(20 点)	水の透明感、色、アオコ、赤藻など	点	
			少しにごっている	(10 点)			
			にごっている	(0 点)			
		ゴ ミ	ほとんどない	(20 点)	水面や湖畔に見当たらぬゴミなど		点
			少し見当たらぬ	(10 点)			
			たくさんある	(0 点)			
		景 観	美しい心がなごむ・風情がある	(10 点)	周囲の山並みや建物、朝日・夕日、シジミ漁の風景など		点
			特に関心することはない	(5 点)			
			汚風景・見通しが悪い	(0 点)			
		聞 く 音	ここちよく感じる音・静かで落ち着く	(10 点)	鳥の鳴き声、さざ波の音、遠くの寺の鐘の音、船鈴の音、車の音、工場の音など		点
			特に関心しない音	(5 点)			
			うるさく感じる音	(0 点)			
嗅 ぐ 臭 気	ここちよい・香り・臭いはない	(20 点)	潮の香り、木や草花の香り、排気ガスの臭い、煙の臭い、ヘドロ臭など	点			
	特に関心しない臭い	(10 点)					
	くさくさ感じる	(0 点)					
味 わ う 触 れ る	食べてみたい	(10 点)	シジミやアサリなど宍道湖・中海でとれる魚介類	点			
	どちらでもない	(5 点)					
	食べてみたいと思わない	(0 点)					
触 れ る	触ってみたい	(10 点)	手や足を湖水につけてみたいかどうか	点			
	触ることには少し抵抗がある	(5 点)					
	触りたくない	(0 点)					

■五感による湖沼環境ランク表

合計点数	ランク	評価内容
80点以上	A	おおむね良好で軽しめやすい環境にあると感じられる
50点～79点	B	やや気になる面があるが、まずまず良好な環境であると感じられる
49点以下	C	快適さに欠け、親しみにくい環境にあると感じられる

★すべての観察項目について観察できなかった場合は、次により算出してください。  
合計点数 = (観察した結果の合計点) × 100 / (観察した項目の点数の最高値の合計)

図 6-2. 島根県・宍道湖、中海の五感チェックリスト

### 6.6.2. 直接体験における五感経験を土台とした街作りの推進

現代社会に暮らす私たちは、ややもするとバーチャルなイメージに意識や価値を依存しがちであり、日常生活では自分自身の五感で確かめることをおろそかにしてしまう傾向がある。「環境の街作り」を推進していく際には、情報としての環境ではなく、一人一人が直接体験の中から五感を通じて得られた経験を踏まえて、街作りを進めていくことが重要である。その意味で「五感」は環境の街作りを推進していくためのものさしを形成していく道具として捉えることができる。この道具を有効に活用するためには以下のことが考えられる。

「つながり」をつくる

土地と自分自身とのつながりを「五感」を通して創っていく。

「街」を発見する

街の固有性・歴史性・風土等新しい魅力を「五感」を使って発見する。

未来に伝える

街作りの目標がどのように達成されたかを「五感」で検証し、心地よく住みやすい街の固有性を未来に伝える。

環境の街作りにおいては、上記のような直接体験における五感経験を土台とした街作りの推進が求められる。

### 6.6.3. 感覚環境の総合デザインに関する取組事例

五感を通じた体験作りを促進するためには、感覚環境の総合デザインを実際の街作りに適用したモデル的な施策を具体化していくことが有効であると考えられる。以下に、感覚環境の総合デザインに関するモデル的な取組事例を示す。

#### 山梨県上野原市「五感のまちづくり」

山梨県上野原市では、「五感・感覚を使って、街の特産品（固有性）や豊かな環境（価値）を発見する」ための地図を作成している。この地図を活用することで、地域に暮らしている人、生まれ住み続けている人にとっては、当然になりすぎて気づきにくい地域固有の風土や自然環境、地場特産品等を「価値」として再発見すること、自分と街との関係を、五感で直接つなぎなおし、その延長線上にどのような街作りを行えばよいかを考えていくこと等が期待される。

### 6.6.4. 各分野の専門家の連携

例えば、「街に木を植える」といった対策を考える際に、それはヒートアイランド対策としての側面、CO<sub>2</sub> 吸収源としての側面、良好なかおり環境や音環境の創出といった側面等、多様な側面から捉えられる。感覚環境の各分野における対策間には、相乗的あるいは相反的な関連性があることから、各感覚環境分野における専門知識をもった専門家が連携することにより、各感覚環境分野における取組が総合的に展開されるような感覚環境の総合デザインが必要である。以下に分野間連携の視点から配慮すべき事項の例を示す。

#### 分野間連携の視点から配慮すべき事項（例）

##### 【熱・かおり】

かおり設計のデザインツールとして、樹木等の植物を配置する際には、地区における涼感形成という視点から、緑陰づくりにも同時に配慮することが望ましい。

##### 【光・かおり・音】

かおりと光と音は、相互に影響しあって人々の心象に影響を及ぼす（例・お香のかおりは照明を落としたときの方が心地よく感じる、木のかおりも静かな環境と騒がしい環境でも印象が変わる等）と考えられるため、地域の環境特性や住民特性に応じて心地よい組合せを発見していくことが求められる。

##### 【全分野共通】

地域のよい環境要素をマップ化するような際には、一つの環境分野だけでなく、各分野での環境要素を同じマップ上で表現するような取組が望ましい。またそのような総合的マップを活用して、涼感、伝統の光、かおり、音風景等の心地よさがあいまって地域固有の豊かな環境価値を味わい、再発見、再評価していくことが望ましい。